

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域に密着した急性期病院として良質で安全な医療の提供

(1) 診療機能の整備

コロナ診療と通常診療の両立を掲げ、ウィズコロナの中での地域の医療需要の把握及び各種診療データの検証に努め、地域に密着した急性期中核病院としての機能整備を継続的に進める。令和4年度診療報酬改定に対応して、急性期～高度急性期診療の更なる充実を図る。

(2) 救急医療の取り組み

公的病院の責務として、コロナ救急診療にも万全を期しながら、通常の救急医療体制も維持し、地域医療機関、小山市消防本部等との有効な連携を推進する。令和6年度の医師の勤務時間法規制への対応も踏まえ、持続可能な救急診療を提供するために、本院が2次から3次救急に特化できる地域の救急医療体制の構築を目指す。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
救急外来患者数	8,000人
うち救急車搬送患者数	4,100人
うち救急入院患者数	3,200人

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として近隣医療機関との連携と、救急応需及び高度医療提供を通じ、4疾病患者への診療対応に貢献する。

ア がん

地域住民からのがん診療ニーズを把握しつつ、当院の特色を活かしたがん専門治療（化学療法や緩和ケアの拡充）を着実に推進するとともに、引き続き発展を目指したハード整備も含めた検証を進める。

イ 脳卒中

小山市及び近隣市町からの救急需要に対し、脳卒中センターを中心とした診療体制、脳卒中ホットラインを維持することで、効率的かつ迅速な対処に努める。

ウ 急性心筋梗塞

循環器内科と心臓外科との連携強化による、循環器疾患応需体制構築に努めるとともに、循環器ホットラインを維持し、効率的かつ迅速な対処に努める。

エ 糖尿病

当院の役割として、地域における糖尿病の予防や合併症治療等への住民意識向上を主眼とし、そのための活動を進めて行く。

(4) 小児医療の充実

救急当直体制を含めた小児医療体制について、地域ニーズの汲み取りと応需体制の充実を進めて行く。小児二次救急医療機関として、三次救急病院と一次医療機関との連携推進に努めることで、コロナ禍でも安心して、小児患者が利用出来る環境づくりを目指す。小山市との連携により小児対象のコロナウイルスワクチン接種を積極的に進める。

(5) 周産期医療の対策

二次周産期医療機関として、婦人科診療も含め、行政や地域住民が本院に期待することを検証し、可能なものから実施する。産科医師の確保、診療体制の充実等に対しては、アフターコロナを見据え、本院による医師獲得努力と行政サイドとの連携で、産科開設の実現に向け、努力する。

(6) 災害時における医療協力

災害拠点病院として、病院事業継続計画（BCP）整備と実施訓練、災害医療チーム（DMAT）の円滑な活動体制構築に向け、計画的に着実に進めて行く。コロナも含めた災害医療への貢献に繋がる行動を、積み重ね、災害対応での本院の存在意義を高める。

(7) 感染症医療の対策

コロナを含めた新興・再興感染症に対し、所轄保健所・医師会・市役所・近隣医療機関と連携・調整を図り、地域全体が一丸となって感染拡大防止に努める。また、院内感染防止に最大限尽力し、医療崩壊を防ぎ、地域中核病院としての医療機能維持の使命を全うできるよう全職員で対応する。

(8) 予防医療の充実

人間ドック・健診機能評価施設として質の高い検査技術、検査精度を担保しながら、安心安全な施設環境と顧客満足度向上のサービスを提供する。動脈硬化の程度など、動脈の最新の状態を知ることができる頸動脈エコー検査を積極的に勧めるとともに、新たな検査を視野に入れながら、様々なオプション検査を提供し、多視点での健康評価を推奨してゆく。保健指導対象者の利便性の向上を図るため導入した、電話、メール、オンラインの遠隔保健指導の拡充に努める。生活習慣病、がん、脳心血管病の早期発見、早期治療、疾病の重症化予防に資するため、受診日当日の結果説明、指導の

取組みを継続し、2023年人間ドック機能評価施設更新に備える。国の保健事業政策に準じ、後期高齢者の多面的フレイル（フィジカル・メンタル・コグニティブ）予防に関する後期高齢者ドックの新設を検討・実施していく。小山市その他の医療関係機関と連携し、高血圧重症化予防事業、予防医療に関する普及・啓発活動を推進する。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
人間ドック	1,850件
脳MRI	400件
心臓ドック	10件
レディースドック	45件

(9) 医療安全対策の充実・強化

今年度も研修等の具体的活動を通し、医療安全に対する組織風土の醸成を継続し、組織全体で医療安全に取り組むことで、チーム医療として職員間の連携を深め、安全な医療の提供を図る。

(10) 地域の保健・福祉関係機関との連携の継続

コロナ対応も含め、本院と、社会福祉的な関与を要する住民への対応を担う各関係機関との連携体制づくりに対し、より具体的な活動を検討しつつ、行政も交えた取り組みを、継続して行く。地方独立行政法人の役割として、設立団体（小山市）との連携を更に強化する。

2 医療提供体制の充実

(1) 医療人材の確保と育成

- ア 医療情勢に対応した法人の役割及び医療機能を最大限発揮するため、事業の進捗・法人の収支を考慮し、大学等関係機関との連携強化に努め、計画的に必要な医療専門職の確保に努める。
- イ 院内教育委員会による病院職員としての全体研修を実施するとともに、専門医、研修指導医、認定看護師、特定看護師等の資格取得に対する支援制度の充実を図る。
- ウ 臨床研修プログラムの充実を図り、研修医応募人数の増加を目指す。

(2) 事務職員の確保と育成

- ア 年齢構成を考慮した総合職事務職員の計画的な採用に努める。
- イ 事務職として各分野でのスペシャリスト育成のため、専門資格の計画的取得を推進するとともに各種研修等への参加、人事評価の活用等により資質の向上を図る。

ウ 労働局、社会保険労務士等からの支援を受けながら、病院の経営に関する知識、経験を深める。

(3) 信頼性の確保

本年度に実施する『病院機能評価機構』の中期評価を踏まえ、項目毎に更なるレベルアップの施策を検討し、医療提供能力の実質的な向上を目指した活動を行う。

3 患者・住民の満足度の向上

(1) 患者中心の医療

入院前から医師、看護師やMSWなどの多職種が積極的にかかわりを持ち、入院から退院、その後の方針に向け患者・家族のための最適な退院支援を行う。これにより退院時には在宅に限らず医療機関や介護・福祉施設を含めた情報を提供して満足度を高めていく。

(2) 快適な医療環境の充実

患者にとって最適な待合スマホアプリの活用を検討する。また、病院での感染に対する不安解消を目的に検温と手指消毒を徹底するとともに、患者アンケートで指摘された設備や清掃、食事や面会などの問題点について、病棟全体会議で検討し、一步一步着実な改善に努めることで医療環境のレベルアップを図る。

(3) 患者・来院者及び地域住民の満足度の向上

医療提供に関する設備面の充実、老朽化対策と同時に、ホスピタリティ 10 箇条の精神に則り、職員全員が患者に寄り添うことを第一に考えたサービスの実践に努める。コロナ禍の中でも、従来の患者満足度の検証による改善活動を着実に実施しながら、患者サービス向上を図る。医療サービスレベルの検証を取り入れる目的で参加した『ペイシェントエクスペリエンス（患者経験価値）』研修修了者を中心に、当院において最適な実践方法の検討を行い、本年度は満足度の向上に繋がるアンケート内容及び手法（WEBや郵送を含めた）を検討し、実践する。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
患者満足度調査	「満足」の割合が50.0%以上

(4) 職員の接遇向上

コロナ禍であっても、WEB等を活用した接遇関連研修等を通じて、より良い患者サービスの在り方を各職員が身につける機会を提供出来るよう、患者サービス向上委員会中心に進めて行く。まずは、ホスピタリティ 10 箇条の精神に則り、職員の意識付けに努める。

(5) ボランティアとの協働によるサービスの向上

昨年度に引き続き、感染防止対策に重点を置いて各団体と協議を行いボランティア登録者数の維持に努める。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
ボランティア登録人数	80人

(6) 病院に関する情報の積極的発信

独法化10年目の節目の年として、各種の記念事業を実施し、本院職員の帰属意識を高めるとともに、地域住民を巻き込んで本院の将来を展望できるように、従来から利用している広報誌、ホームページ等の媒体を中心に、常に新たな内容、方法も加え、積極的な情報発信を進めて行く。

4 地域医療支援病院としての機能強化

(1) 地域医療機関との連携推進

地域密着型の急性期医療機関として、地域との信頼関係構築のため緊急患者の積極的な受け入れを行うとともに、かかりつけ医からの紹介患者の確保と逆紹介の推進をはかる。紹介された、かかりつけ医には治療経過や治療継続依頼などの情報提供を継続する。またコロナ禍で恒常的となるWEB活用により、セミナーなどを積極的に実施する。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
紹介率	80.0%
逆紹介率	80.0%

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域密着型の急性期医療機関として地域包括ケアシステムの一翼を担う当院としては、小山市近郊地域医療連携協議会やその関連施設、在宅医療機関、居宅系介護施設や介護老人保健施設等との連携強化を目指すため、双方の多職種カンファレンスや退院前訪問・退院後訪問の実施、また積極的な退院支援を行う。

(3) 住民意識の啓発活動

コロナ禍であっても、広報紙や出前講座を活用し、健康増進、救急医療への関わり方、ACP等、地域住民の関心が高く、人生を考える上でも大切な各種医療情報の提供を図る。こうした活動を行政と共に考え、行政サイドからの発信にも本院と共に注力してもらう。そのような活動を通じて、地域住民各人が、健康と医療を考えるきっかけづくりを進める。

5 法令等の遵守と個人情報保護・開示の推進

(1) 法令等の遵守

関係法及びコンプライアンス等に対する知識習得を目的とした研修を継続的に実施し、動画視聴等によりより多くの職員が参加できるよう工夫する。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメント、育児・介護休職者への差別など、個人の尊厳を損なう行動に対し適切な措置を講じる。法令遵守が、本院職員の業務遂行と社会的信用向上に繋がることを理解し、職員が意識啓発できる組織的な土壌づくりを行う。

(2) 個人情報の保護と開示

電子カルテシステムの更新を含め、個人情報の保護と開示、情報セキュリティ対策の強化等に対する具体的な施策をソフトとハードの両面から考察し、ランサムウェア対策を含め、有効且つ実施可能なセキュリティ強化策を院内で検討し、着実に進めて行く。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 組織マネジメントの強化

BSC(バランス・スコアカード)による各所属の自主的な目標管理体制を継続し、その運用を更に確実させることにより、病院運営方針の浸透と、目標に対する実績管理のPDCAサイクルを有効に活用出来る組織マネジメントを継続して行く。

2 働きやすい病院づくり

(1) 人事に関する制度の充実

ア 組織力を強化するため、各部門職員の必要数を精査し、個々の職員が持つ職務遂行能力や適性を反映した人事配置とする。

イ 人事評価制度について職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、評価内容、実施方法等の検討を行いながら、公平な分配について、職員代表者等と協議しながら、さらなる適正な運用を目指す。

(2) 働き方改革への対応

職員の意識改革、勤務時間管理やタスクシフトなど、下記の手法により、着実に働き方改革への対応を進める。

ア 出退勤システムの導入等によりさらなる正確な勤務時間を把握する。

イ 安全衛生委員会によるタスク・シフティングの計画・検証の実施、また、職場点検をはじめとした職場環境を整備する。

ウ 人間ドックなどの受診促進のための支援事業の拡大を図る。

(3) 職員の就労環境の整備

- ア 職員満足度調査を実施し、部門・年齢・役職に応じた職員の要望等を把握し、適切な措置を講じる。
- イ 法定の健康診断をはじめとして、歯科検診、ストレスチェック、その他のものを適宜実施する。
- ウ 院内保育所の利用促進、相談窓口のさらなる充実、福利厚生事業の拡大などにより、働きやすい職場の整備を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の維持と経営機能の安定化

依然コロナ感染症の完全収束は見込めない中ではあるが、収益状況の把握と計画に対する進捗管理の徹底により、下記財務指標の達成に努める。具体的には、診療報酬制度や施設基準において、当院に求められ、また当院に最も有利な経営方法を選択することで、したたかに単年度黒字化を確保し、長期的に安定した経営基盤を構築して行く。

【目標指標】

指 標	令和4年度目標値
経常収支比率	100.1%
医業収支比率	96.9%

2 収益の確保と費用の抑制

(1) 収益の確保

引き続き通常診療とコロナ診療の高水準での両立に努め、救急患者の確実な受け入れや紹介による新入院患者の確保に注力する。さらに診療報酬改定にも迅速に対応し、診療単価の向上につなげることで安定的な収益確保を図る。

【目標指標】

指 標	令和4年度目標値
入院患者数	101,835人
入院診療単価	68,000円
病床稼働率	93.0%
平均在院日数	10.8日
外来患者数	160,000人
外来診療単価	14,000円

(2) 費用の節減

医業収益の伸び率に見合った各種費用比率を維持するため、引き続き費用管理の徹底を図るとともに、共同購買による標準品採用やベンチマーク活用による価格交渉にもより一層注力することで、支出の削減に努める。一方、医療人材の確保等重要な課題に対する適正な支出には積極的に臨み、メリハリの効いたコスト管理を徹底する。

【目標指標】

指標	令和4年度目標値
材料費対医業収益比率	24.9%
経費対医業収益比率	16.2%
人件費対医業収益比率	56.2%

3 高度医療機器の計画的な更新・整備

診療体制の充実と高い投資効果で収益確保につながる機器のバランスを意識した医療機器整備に努める。機器の選定は医療機器委員会での審議により競争性・透明性・公平性を確保する。また機器の更新に際しては現場への丁寧なヒアリングによる更新適時の見極めと費用負担の平準化に努める。

【当該年度の更新予定医療機器等】

- ・電子カルテシステム一式（各部門システムも含む）

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度）

（百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	10,331
医業収益	9,929
運営費負担金	224
その他営業収益	178
営業外収益	237
運営費負担金	156
その他営業外収益	81
資本収入	708
運営費負担金	0
長期借入金	700
その他資本収入	8
その他の収入	0
計	11,276
支出	
営業費用	9,868
医業費用	9,398
給与費	4,915
材料費	2,708
経費等	1,775
一般管理費	470
営業外費用	70
資本支出	1,221
建設改良費	909
償還金	287
その他資本支出	26
その他の支出	0
計	11,159

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

（注2） 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額5,385百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（令和4年度）

(百万円)

区分	金額
収入の部	10,671
営業収益	10,440
医業収益	9,888
運営費負担金収益	224
補助金等収益	178
資産見返補助金等戻入	151
営業外収益	231
運営費負担金収益	156
その他営業外収益	75
臨時収益	0
支出の部	10,664
営業費用	10,203
医業費用	9,724
給与費	5,079
材料費	2,462
経費等	1,602
減価償却費	580
一般管理費	479
営業外費用	462
臨時損失	0
純利益	7
目的積立金取崩額	0
総利益	7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和4年度）

（百万円）

区分	金額
資金収入	15,607
業務活動による収入	10,568
診療業務による収入	9,929
運営費負担金による収入	380
補助金等による収入	178
その他の業務活動による収入	81
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,530
長期借入金による収入	700
短期借入金による収入	822
その他の財務活動による収入	8
令和3年度からの繰越金	3,509
資金支出	11,981
業務活動による支出	9,937
給与費支出	5,385
材料費支出	2,708
その他の業務活動による支出	1,844
投資活動による支出	935
固定資産の取得による支出	909
その他の投資活動による支出	26
財務活動による支出	1,109
長期借入金等の返済による支出	287
短期借入金の返済による支出	822
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	3,627

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

（注2） 短期借入金による収入及び返済による支出は、栃木県公的医療機関等整備資金貸付金である。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2, 0 0 0 百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応
- (2) 栃木県公的医療機関等整備資金貸付金の借入

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

無し

第8 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業等、将来の資金需要に対応するため預金等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則(平成25年小山市規則第8号)に定める事項

1 施設及び設備に関する計画（令和4年度）

（百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額909	小山市長期借入金等

（注1） 金額については、見込みである。

（注2） 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の
予算編成過程において決定される。